

学習資料 日本の排他的経済水域について

日本が何らかの権利を有する海域は、以下のような種類があります。

■領海

領土の沿岸から 12 海里（約 22 k m）までの海域がその国の領海です。領海と領海の上空、領海の海底及びその下にもその国の主権が及ぶことになります。ただし、外国の船も平和や安全を害さない限り通航することができます。

■接続水域

領土の沿岸から 24 海里（約 44 k m）までの海域（領海を除く）が接続水域です。同水域では貿易や出入国管理、衛生管理など、その国の領土・領海を管理する上で必要となる規制をすることが認められています。

■排他的経済水域

領土の沿岸から 200 海里（約 370 k m）までの海域（領海を除く）とその海底及びその下が排他的経済水域です。同水域では天然資源の開発や、人工島などの構築物の設置と利用、海洋の調査や環境保護などの管轄権が認められています。



出所)「日本の領海等概念図」(出典；海上保安庁ウェブサイト)〔一部加筆〕